

## 職員の懲戒処分について

にかほ市は、地方公務員法及びにかほ市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、次のとおり職員の懲戒処分を行ったので、にかほ市職員の懲戒処分等に関する規程第8条第1項第1号の規定により公表します。

### 1 処分対象者及び処分内容

No.	所属	職位	年齢	処分内容	処分年月日	処分理由
1	市民福祉部	主査	39歳	戒告	令和5年 11月21日	令和5年6月から8月に市民から受理した身体障害者手帳申請書のうち5件について、秋田県への進達処理を遅延し、手帳の交付がすべて申請月の翌月となったことで、市民に不利益を与えたもの。

### 2 処分の根拠

【懲戒処分の適用条項】 地方公務員法第29条第1項第2号